

○ こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一号）

（傍線の部分は改正部分）

（附則第四十六条関係）

改正案	現行
<p>（監督等） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生大臣は、第二条第一項の規定による貸付けを受けた指定法人が次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定により貸し付けた土地等の所管大臣（次条において「貸付財産の所管大臣」という。）にその旨を通知しなければならない。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 <u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第五十六条第二項</u>の規定による解散の命令を受けたとき。</p> <p>七（略）</p>	<p>（監督等） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 厚生大臣は、第二条第一項の規定による貸付けを受けた指定法人が次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定により貸し付けた土地等の所管大臣（次条において「貸付財産の所管大臣」という。）にその旨を通知しなければならない。</p> <p>一〜五（略）</p> <p>六 <u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第五十四条第二項</u>の規定による解散の命令を受けたとき。</p> <p>七（略）</p>